

2019年1月

発行登録追補書類に記載の事項

ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期 米ドル建社債
ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期 豪ドル建社債

本書及び本社債に関する2018年12月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では平成31年1月17日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。

(注)発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成及び交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

【発行登録追補書類番号】 30-外2-1

【提出日】 平成31年1月17日

【今回の売出金額】 ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期
米ドル建社債
38,500,000米ドル (円貨相当額41億7,494万円)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期
豪ドル建社債
26,500,000豪ドル (円貨相当額20億6,806万円)

(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2019年1月16日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1米ドル=108.44円及び1豪ドル=78.04円の換算レートで換算している。)

【これまでの売出実績】

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし				
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】 (発行予定額－実績合計額－減額総額) 7,500億円

第一部【証券情報】

＜ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期 米ドル建社債及びウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期 豪ドル建社債に関する情報＞

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

(前 略)

売出券面額の総額 又は売出振替社債の総額	38,500,000米ドル
売出価額の総額	38,500,000米ドル

(中 略)

利率	年3.01%
----	--------

(中 略)

豪ドル建社債

売出券面額の総額 又は売出振替社債の総額	26,500,000豪ドル
売出価額の総額	26,500,000豪ドル

(中 略)

利率	年2.60%
----	--------

(後 略)

2【売出しの条件】

(前 略)

本社債の概要

1. 利息

米ドル建社債

(中 略)

各利払日に支払われる利息額は、直前の利払日（初回の利払日の場合は発行日）（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間について、額面金額1,000米ドルの各本社債につき15.05米ドルである。ただし、初回の利払は、2019年7月16日に、2019年1月24日（当日を含む。）から2019年7月16日（当日を含まない。）までの期間について行われ、額面金額1,000米ドルの各本社債につき14.38米ドルが支払われる。

(中 略)

豪ドル建社債

(中 略)

各利払日に支払われる利息額は、直前の利払日（初回の利払日の場合は発行日）（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間について、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき13.00豪ドルである。ただし、初回の利払は、2019年7月16日に、2019年1月24日（当日を含む。）から2019年7月16日（当日を含まない。）までの期間について行われ、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき12.42豪ドルが支払われる。

(後 略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に変更はない。

以上

2018年12月

発行登録目論見書



ウエストパック・バンキング・コーポレーション
(ABN 33 007 457 141)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション
2024年1月16日満期 米ドル建社債

ウエストパック・バンキング・コーポレーション
2024年1月16日満期 豪ドル建社債

－ 売 出 人 －

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

1. この発行登録目論見書が対象とする社債7,500億円の発行登録については、発行会社は金融商品取引法第23条の3第1項の規定により、発行登録書を平成30年12月20日に、また同法第23条の4の規定により、ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期 米ドル建社債及びウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期 豪ドル建社債（以下「本社債」と総称します。）の売出しに関する訂正発行登録書を平成30年12月20日に、それぞれ関東財務局長に提出しておりますが、同法第23条の3第1項の規定による発行登録の効力は生じておりません。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に記載された社債を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。
4. 本社債の元利金は（場合により）米ドル又は豪ドルで支払われますので、日本円／米ドル間又は日本円／豪ドル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
5. 本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、ご自身の法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本社債の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐えられる方のみが本社債に対する投資を行うべきです。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。

1. 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

2. 無登録の格付会社の例について

格付情報を付与している格付会社のうち、下記の格付会社グループは金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を受けておりません。

【S&P グローバル・レーティング】

➤ 格付会社グループの呼称について

S&P グローバル・レーティング

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第 5 号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ

(<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」

(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質及び量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンス又は独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

【ムーディーズ】

➤ 格付会社グループの呼称について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第 2 号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ

(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx) の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されて

おります。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」といいます。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

【フィッチ・レーティングス】

➤ 格付会社グループの呼称について

フィッチ・レーティングス

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/site/japan>）の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「格付付与方針等」に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチ・レーティングス（以下、「フィッチ」といいます。）の格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成30年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以 上

【表紙】

【提出書類】 発行登録書（訂正を含む。）

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年12月20日発行登録書提出
平成30年12月20日訂正発行登録書提出

【会社名】 ウェストパック・バンキング・コーポレーション
(ABN 33 007 457 141)
(Westpac Banking Corporation (ABN 33 007 457 141))

【代表者の役職氏名】 グループ・トレジャリー グローバル・ファンディング
業務執行役員
アレキサンダー・ビショフ
(Alexander Bischoff, Executive Director, Global Funding, Group Treasury)

【本店の所在の場所】 オーストラリア2000 ニュー・サウス・ウェールズ州
シドニー市 ケント・ストリート275番地
(275 Kent Street, Sydney, N.S.W., Australia 2000)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小馬瀬 篤史

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 小馬瀬 篤史

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年12月20日
効力発生日	平成30年12月28日
有効期限	平成32年12月27日
発行登録番号	30-外2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500億円
発行可能額	7,500億円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

注：別段の記載のない限り、本書中の「米ドル」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「豪ドル」はオーストラリア連邦の法定通貨を指す。

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
＜ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024 年 1 月 16 日満期 米ドル建社債及び ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024 年 1 月 16 日満期 豪ドル建社債に関する情報＞	1
第 1 募集要項	1
第 2 売出要項	1
1 売出有価証券	2
2 売出しの条件	6
＜上記の社債以外の社債に関する情報＞	26
第二部 参 照 情 報	27
第 1 参照書類	27
第 2 参照書類の補完情報	27
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	27
第三部 保証会社等の情報	28
発行登録書の提出者が金融商品取引法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を 満たしていることを示す書面	29
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	30

第一部 証券情報

<ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期 米ドル建社債及びウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期 豪ドル建社債に関する情報>

第1 募集要項

該当事項なし。

第2 売出要項

本「第2 売出要項」には2本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期 米ドル建社債（以下「米ドル建社債」という。）及びウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期 豪ドル建社債（以下「豪ドル建社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合には、それぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。かかる記載方法による場合は、かかる見出しの下で定義された「本社債」等の用語は当該社債の関係で定義されている。一方、それぞれの社債の内容に差異がない場合又は一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの社債に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、定義された「本社債」等の用語は、これら2本の社債に共通して用いられている。

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

米ドル建社債

銘 柄	ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期 米ドル建社債 (以下「本社債」ということがある。)(注1)	
売出券面額の総額 又は売出振替社債の総額	(未定)米ドル(注2)	
売出価額の総額	(未定)米ドル(注2)	
売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 四国アライアンス証券株式会社 七十七証券株式会社 第四証券株式会社 八十二証券株式会社 百五証券株式会社 ひろぎん証券株式会社 めぶき証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 愛媛県松山市三番町五丁目10番地1 宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号 新潟県長岡市城内町三丁目8番地26 長野県上田市常田二丁目3番3号 三重県津市岩田21番27号 広島県広島市中区立町2番30号 茨城県水戸市南町三丁目4番12号
記名・無記名の別	無記名式	
各社債の金額	1,000米ドル	
利率	年(未定)%(年2.70%から3.70%を仮条件とする。)(注2)	
利払日	1月16日及び7月16日	
償還期限	2024年1月16日	

豪ドル建社債

銘 柄	ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期 豪ドル建社債 (以下「本社債」ということがある。)(注1)	
売出券面額の総額 又は売出振替社債の総額	(未定)豪ドル(注2)	
売出価額の総額	(未定)豪ドル(注2)	
売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社 四国アライアンス証券株式会社 七十七証券株式会社 第四証券株式会社 八十二証券株式会社 百五証券株式会社 ひろぎん証券株式会社 めぶき証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 愛媛県松山市三番町五丁目10番地1 宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号 新潟県長岡市城内町三丁目8番地26 長野県上田市常田二丁目3番3号 三重県津市岩田21番27号 広島県広島市中区立町2番30号 茨城県水戸市南町三丁目4番12号
記名・無記名の別	無記名式	
各社債の金額	1,000豪ドル	
利率	年(未定)%(年2.25%から3.25%を仮条件とする。)(注2)	
利払日	1月16日及び7月16日	
償還期限	2024年1月16日	

(注1) 本社債は、ウエストパック・バンキング・コーポレーション（以下「発行会社」という。）の2018年11月8日付70,000,000,000米ドル社債発行プログラム（以下「社債発行プログラム」という。）に基づき、2019年1月24日（ロンドン時間）（以下「発行日」という。）にユーロ市場で発行会社により発行され、MUF Gセキュリティーズ EMEA・ピーエルシーによりユーロ市場で引受けられる。本社債はいずれの証券取引所にも上場される予定はない。

(注2) 上記の売出券面額の総額及び売出価額の総額はユーロ市場で発行される本社債の額面総額と同額である。本社債の額面総額及び利率は、上記の仮条件に基づく本社債の売出しにおける需要状況を勘案したうえで、2019年1月中旬頃に決定される予定である。利率は、条件決定日における市場環境等を勘案した上で決定されるため、上記仮条件の範囲外となる可能性がある。

摘 要

- (1) 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者によって提供され若しくは閲覧に供された信用格付又はかかる信用格付業者によって提供され若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(2) 本書提出日現在、発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・ピーティーワイ・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）によるAa3（アウトルック：安定的）の長期優先無担保債務格付及びS&Pグローバル・レーティング・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（以下「S&P」という。）によるAA-（アウトルック：ネガティブ）の長期優先無担保債務格付を所持している。

ムーディーズ及びS&Pは、それぞれ信用格付業を行っているが、本書提出日現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない（以下「無登録格付業者」という。）。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ及びS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）を有しており、ムーディーズ及びS&Pは、上記登録を受けた信用格付業者それぞれの特定関係法人（内閣府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズ及びS&Pそれぞれの信用格付の前提、意義及び限界は、ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれインターネット上で公表されている。

<本社債についてのリスク要因>

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否かを判断するにあたり、下記に記載されるリスク要因を理解し検討すべきである。ただし、下記は本社債に関するすべてのリスク要因を完全に網羅することを意図したものではない。

また、下記やその他のリスク要因が本社債の取引価値に及ぼす影響により、他のリスク要因が本社債の取引価値に及ぼす影響の一部又は全部が相殺されることがある。

本社債の購入を検討している投資家は、個々の状況を鑑みて、下記のこと留意し、本社債への投資判断を下すべきである。

① 為替レートの変動

米ドル建社債

日本円／米ドル間の為替レートの変動は、米ドルにより支払われる本社債の利息及び元金の日本円相当額に影響を及ぼす。日本円／米ドル間の為替レートの変動によっては、日本円により本社債に投資を行った者が、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。

一般的に、本社債の日本円建での価値は、場合に応じて、米ドルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

豪ドル建社債

日本円／豪ドル間の為替レートの変動は、豪ドルにより支払われる本社債の利息及び元金の日本円相当額に影響を及ぼす。日本円／豪ドル間の為替レートの変動によっては、日本円により本社債に投資を行った者が、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。

一般的に、本社債の日本円建ての価値は、場合に応じて、豪ドルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

② 金利

米ドル建社債

本社債については、米ドルによる一連の固定利息の支払いが行われる。したがって、償還前の本社債の価値は、米ドルの金利の変動の影響を受ける。

一般的に、本社債の価値は、米ドルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

豪ドル建社債

本社債については、豪ドルによる一連の固定利息の支払いが行われる。したがって、償還前の本社債の価値は、豪ドルの金利の変動の影響を受ける。

一般的に、本社債の価値は、豪ドルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

③ 発行者の信用状況

発行者の財務状況が悪化し、信用状況が損なわれた場合、本社債の利息又は償還金の支払いがその支払期日に遅延する可能性や、又は支払われない可能性がある。こうした本社債の利息又は償還に関する確実性は、発行者の信用力に依拠する。よって、償還前において発行者の信用状況が低下した場合、本社債の価値は低下することが予想される。

一般的に、社債あるいは発行者について付される信用格付は、発行者の債務支払能力を示す。ただし、当該信用格付は、すべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また、かかる格付は格付機関により、いつでも変更又は取下げられる可能性がある。

④ 流動性及び市場性

本社債についてその流動性や市場性は保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

⑤ 税金

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

2 売出しの条件

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の 100.00%	2019年1月18日から 同年1月24日まで	米ドル建社債： 額面金額 1,000米ドル 豪ドル建社債： 額面金額 1,000豪ドル	なし	売出人及び売出取扱人(以下に定義する。)の本店、日本における各支店及び各営業部店並びに下記摘要(3)記載の登録金融機関(以下に定義する。)の日本における営業所又は事務所(なお、下記摘要(2)参照)
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
下記摘要(3)参照			下記摘要(3)参照	

摘 要

- 本社債の日本国内における受渡期日は、2019年1月25日である。一定の事情により発行会社が本書の記載を訂正すべきこととした場合には、申込期間、受渡期日及び発行日のいずれか又は全てを概ね一週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- 本社債の各申込人は、売出人又は売出取扱人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人又は売出取扱人との間で行う本社債の取引に関しては、売出人又は売出取扱人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。同約款の規定に従い、申込人に対する本社債の券面の交付は行われぬ。
- 売出人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、以下の金融商品取引業者(以下「売出取扱人」という。)に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。

売出取扱人

名称：カブドットコム証券株式会社
住所：東京都千代田区大手町一丁目3番2号

名称：三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社
住所：東京都千代田区大手町一丁目9番5号
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

売出人はそれぞれ、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している場合がある。なお、登録金融機関によっては、売出人ではなく売出取扱人から本社債の売出しの委託を受けている場合がある。

上記申込受付場所のうち、店舗により売出しの取扱いが行われぬ場合がある。

- 本社債についてはアメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含み、以下「証券法」という。)又はその他の州の証券法に基づく登録はなされておらず、またこれがなされる予定もない。証券法の登録義務を免除されている又はその適用を受けぬ一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、又は米国人(U.S. person)に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の勧誘又は販売を行ってはならない。本摘要(4)において使用されている用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。
- 本社債は、アメリカ合衆国税法の適用を受ける。アメリカ合衆国税規則により認められた一定の取引において行われる場合を除き、合衆国若しくはその属領において、又は合衆国人(United States

persons) に対して、本社債の勧誘、販売又は交付を行ってはならない。本摘要(5)において使用されている用語は、1986年アメリカ合衆国内国歳入法(その後の改正を含む。)及びそれに基づく規則において定義された意味を有する。

- (6) オーストラリア連邦(以下「オーストラリア」という。)において本社債の勧誘を行うことはできず、本社債の発行、販売又は購入に関連してオーストラリア国内で本社債に係る誘引を行うことはできず、また誘引を受けることもできない。ただし、本社債につき、合計で少なくとも500,000豪ドル若しくはその外貨相当額(いずれの場合も発行会社又はその他本社債の勧誘を行っている者若しくはその関係者(associate)(オーストラリア連邦2001年会社法(以下「2001年会社法」という。)6 D. 2章において定義された意味を有する。))によって貸し付けられた金額(もしあれば)は算入しない。)の支払が申込人に対して要求される場合、又は2001年会社法第708項に基づき2001年会社法6 D. 2章に従った開示若しくは2001年会社法第7章に従った開示が勧誘及び誘引について要求されず、かつ個人投資家(2001年会社法第761 G項に定義される。)に対する勧誘及び誘引が行われない場合にはこの限りでない。

2001年会社法6 D. 2章又は第7章に基づき提出が要求される本社債に関するいかなる開示書類も、オーストラリア国内において流通若しくは発行してはならず、又はオーストラリア国内で入手することはできない。

本社債は、販売された結果、本社債又は本社債の持分が、直接又は間接に発行会社の「国外関係者(Offshore Associate)」によって取得され、又はその後取得される予定であることを、販売の時点で販売人が認識しており、又はかかる疑いを持つべき合理的な根拠がある場合には、かかる者(ただし、本社債の販売に関するディーラー、マネージャー若しくは引受人として、又は決済振替機関、カスタディアン、ファンド・マネージャー若しくは2001年会社法の定義におけるオーストラリアの登録スキームの責任者として行為する者を除く。)に対して販売することはできない。

発行会社の「国外関係者(Offshore Associate)」とは、発行会社の関係者(オーストラリア1936年所得税査定法(以下「オーストラリア税法」という。)第128 F条(9)において定義される。)であり、オーストラリア内の恒久的施設において若しくはかかる恒久的施設を通じてオーストラリア内で事業を営む過程で本社債を取得するものではなく、またそれに基づく支払を受領するものではない非居住者(下記「本社債の概要-7. 課税上の取扱い-(2) オーストラリアにおける課税」に定義する。)、又はオーストラリア国外の恒久的施設において若しくはかかる恒久的施設を通じて事業を営む過程で本社債を取得し、それに基づく支払を受領する居住者(下記「本社債の概要-7. 課税上の取扱い-(2) オーストラリアにおける課税」に定義する。)のいずれかを意味する。

本社債の概要

1. 利息

米ドル建社債

- (a) 各本社債の利息は、「1 売出有価証券-売出社債(短期社債を除く。)-米ドル建社債-利率」に記載の利率で、発行日である2019年1月24日(当日を含む。)からこれを付し、2019年7月16日及びそれ以降毎年1月16日及び7月16日(以下それぞれ「利払日」という。ただし、下記の調整に従う。)に、後払いされる。

各利払日に支払われる利息額は、直前の利払日（初回の利払日の場合は発行日）（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間について、額面金額1,000米ドルの各本社債につき（未定）米ドルである。ただし、初回の利払は、2019年7月16日に、2019年1月24日（当日を含む。）から2019年7月16日（当日を含まない。）までの期間について行われ、額面金額1,000米ドルの各本社債につき（未定）米ドルが支払われる。

上記以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本社債の額面金額に「1 売出有価証券－売出社債（短期社債を除く。）－米ドル建社債－利率」に記載の利率を適用し、それに下記記載の算式により計算された当該計算期間の日数を360で除した数値（以下「日割端数」という。）を乗じて得られる金額（1米セント未満は四捨五入とする。）とする。

$$\text{日割端数} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の初日にあたる年の数字をいう。

「Y2」とは、計算期間の最終日の直後の日にあたる年の数字をいう。

「M1」とは、計算期間の初日にあたる暦月の数字をいう。

「M2」とは、計算期間の最終日の直後の日にあたる暦月の数字をいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合は、D1は30とする。

「D2」とは、計算期間の最終日の直後の日にあたる暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29超である場合は、D2は30とする。

利払日が営業日でない日に該当する場合、その直後の営業日を利払日とする。ただし、その日が翌暦月にあたる場合、直前の営業日とする。なお、いかなる場合にも当該利払日に支払われるべき利息の額について調整は行われぬ。「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク及びシドニーにおいて商業銀行及び外国為替市場が決済を行っており、通常業務（外国為替取引及び外貨預金取引を含む。）のために営業を行っている日をいう。

- (b) 本社債は、発行日から利息を生じ、最終償還の日以後は利息を生じない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還額（下記「2. 償還及び買入れ－(a) 満期償還」に定義する。）の満額による支払が不当に留保又は拒絶された場合はこの限りでない。この場合には、本社債は、本項の規定に従い、(i) 当該本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）により、又は当該本社債権者のために、当該本社債について支払われるべきすべての金額（受領された日までの経過利息を含む。）が受領された日、又は(ii)（その後の支払に関して不履行があった場合を除き）下記「11. その他－(4) 発行及び支払代理契約」に定める財務代理人（以下「財務代理人」という。）が、本社債権者に対して、当該本社債について支払われるべきすべての金額（受領した旨の通知を行った日から7日目の日までの経過利息を含む。）を受領した旨の通知を行った日から7日目の日のいずれか早い方の日まで（判決の前後を問わず）、利息を生じるものとする。

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、「1 売出有価証券－売出社債（短期社債を除く。）－豪ドル建社債－利率」に記載の利率で、発行日である2019年1月24日（当日を含む。）からこれを付し、2019年7月16日及びそれ以降毎年1月16日及び7月16日（以下それぞれ「利払日」という。ただし、下記の調整に従う。）に、後払いされる。

各利払日に支払われる利息額は、直前の利払日（初回の利払日の場合は発行日）（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間について、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき（未定）豪ドルである。ただし、初回の利払は、2019年7月16日に、2019年1月24日（当日を含む。）から2019年7月16日（当日を含まない。）までの期間について行われ、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき（未定）豪ドルが支払われる。

上記以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本社債の額面金額に「1 売出有価証券－売出社債（短期社債を除く。）－豪ドル建社債－利率」に記載の利率を適用し、それに下記記載の算式により計算された当該計算期間の日数を360で除した数値（以下「日割端数」という。）を乗じて得られる金額（1豪セント未満は四捨五入とする。）とする。

$$\text{日割端数} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の初日にあたる年の数字をいう。

「Y2」とは、計算期間の最終日の直後の日にあたる年の数字をいう。

「M1」とは、計算期間の初日にあたる暦月の数字をいう。

「M2」とは、計算期間の最終日の直後の日にあたる暦月の数字をいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合は、D1は30とする。

「D2」とは、計算期間の最終日の直後の日にあたる暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29超である場合は、D2は30とする。

利払日が営業日でない日に該当する場合、その直後の営業日を利払日とする。ただし、その日が翌暦月にあたる場合、直前の営業日とする。なお、いかなる場合にも当該利払日に支払われるべき利息の額について調整は行われぬ。「営業日」とは、ロンドン及びシドニーにおいて商業銀行及び外国為替市場が決済を行っており、通常業務（外国為替取引及び外貨預金取引を含む。）のために営業を行っている日をいう。

(b) 本社債は、発行日から利息を生じ、最終償還の日以後は利息を生じない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還額（下記「2. 償還及び買入れ－(a)満期償還」に定義する。）の満額による支払が不当に留保又は拒絶された場合はこの限りでない。この場合には、本社債は、本項の規定に従い、(i) 当該本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）により、又は当該本社債権者のために、当該本社債について支払われるべきすべての金額（受領された日までの経過利息を含む。）が受領された日、又は(ii)（その後の支払に関して不履行があった場合を除き）下記「11. その他－(4)発行及び支払代理契約」に定める財務代理人（以下「財務代理人」という。）が、本社債権者

に対して、当該本社債について支払われるべきすべての金額（受領した旨の通知を行った日から7日目の日までの経過利息を含む。）を受領した旨の通知を行った日から7日目の日のいずれか早い方の日まで（判決の前後を問わず）、利息を生じるものとする。

2. 償還及び買入れ

(a) 満期償還

米ドル建社債

本社債は、期限前に償還又は買入消却されない限り、2024年1月16日（以下「償還期限」という。ただし、下記の調整に従う。）に、経過利息（もしあれば）の支払と併せ、その額面金額の100%（以下「償還額」という。）で償還される。

償還期限が営業日でない日に該当する場合、その直後の営業日を償還期限とする。ただし、その日が翌暦月にあたる場合、直前の営業日とする。

豪ドル建社債

本社債は、期限前に償還又は買入消却されない限り、2024年1月16日（以下「償還期限」という。ただし、下記の調整に従う。）に、経過利息（もしあれば）の支払と併せ、その額面金額の100%（以下「償還額」という。）で償還される。

償還期限が営業日でない日に該当する場合、その直後の営業日を償還期限とする。ただし、その日が翌暦月にあたる場合、直前の営業日とする。

(b) 税制変更による繰上償還

本社債の全部（一部は不可）は、以下の場合においては、発行会社の選択により随時、下記「8. 通知」に従い、本社債権者に対する30日以上60日以内の通知（かかる通知は取消不可能とする。）をなした上で、償還額に償還日までの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。

(i) 発行日以後に効力を生ずるオーストラリア若しくはその下部行政区画、又は、それらの若しくはそれらの域内の課税の権限を有する当局の法令若しくは裁定の変更若しくは改正、又はかかる法令若しくは裁定の適用若しくは公権的解釈の変更（管轄権を有する裁判所による判決を含む。）の結果、発行会社が下記「7. 課税上の取扱い－(1) グロスアップ条項」に規定する追加額の支払義務を負うこととなり、かつ、

(ii) 発行会社が利用しうる合理的手段を講じてもなお、かかる支払義務を免れることができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、その時点で本社債に関する支払期限が到来したと仮定すれば発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日に先立つ90日より前にこれを行ってはならない。

発行会社は、本項に従った償還の通知を行う場合には、あらかじめ(1) 発行会社がかかる償還を実行する権利を有している旨及び発行会社にかかる償還の権利を生じさせる前提条件が成就したことを示す事実を記載し、発行会社の2名の権限ある署名者により署名された証明書、並びに(2) 発行会社が追加額の支払義務を負ったか又は将来負うこととなる旨及び上記(i)に記載される変更又は改正の結果として義務が生じ、発行会社が利用しうる合理的手段を講じても免れることができない旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を財務代理人に対して交付しなければならない。

発行会社は、上記に定める場合を除き、本社債を償還する権利を有しない。

(c) 買入れ

発行会社又はその子会社（下記に定義する。）は、公開市場その他において、いかなる価格においても、本社債を随時買入れることができる。ただし、利札（以下「利札」という。）につき支払期日未到来のものすべてとともに買入れる場合に限る。

「子会社」とは、ある特定の時点における発行会社に関連して、（i）発行会社はその事業及び方針を（株式資本の所有、契約、統治機関の構成員の任免の権限その他の手段により）支配する若しくは支配する権限を有するその他の者、又は（ii）適用ある法律及び一般に公正妥当と認められた会計原則に従い、その財務書類が発行会社の財務書類の連結対象となるその他の者をいう。

(d) 消却

上記に従い償還されたすべての本社債及びこれらに付され又はこれらとともに提出されたすべての支払期日未到来の利札は、消却されるものとし、これを再発行又は転売してはならない。他方、発行会社又はそのいずれかの子会社により買入れられたすべての本社債及びこれらに付され又はこれらとともに提出されたすべての支払期日未到来の利札は、発行会社の選択により、これを消却し、保有し、再発行し又は転売することができる。

3. 支払

(a) 支払方法

支払は、下記「7. 課税上の取扱い－(1)グロスアップ条項」の規定の適用を妨げることなく、いかなる場合も、適用ある財政その他の法令、並びに本社債について支払われるべき金額（元金、償還額、利息その他に関するものであるかを問わない。）の支払に適用される税金、反資金洗浄及びその他の要件に関する財政当局その他の当局の指令、契約並びに行政慣行及び行政手続（1986年アメリカ合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）第1471条乃至第1474条（それらに関して発出された規則若しくは公的解釈、締結された契約（政府間の協定を含むが、これに限定されない。）又は制定された米国以外の法律を含む。）（以下「FATCA」という。）に基づき又はこれに関連して生じる源泉徴収又は控除を含むが、これらに限定されない。）に従う。本社債権者又は利札の所持人（以下「利札の所持人」という。）は、かかる支払に関していかなる手数料又は費用の請求も受けることはない。

FATCAに基づき又はこれに関連して源泉徴収又は控除が生じる場合、発行会社はかかる源泉徴収又は控除を理由に下記「7. 課税上の取扱い－(1)グロスアップ条項」における追加額を支払う義務を負わず、したがって、発行会社は、あたかもかかる源泉徴収及び控除により示される金額の合計額が社債権者又は利札の所持人に対し実際に支払われたかのように、かかる金額について免責及び解放される。

(b) 本社債及び利札の呈示

米ドル建社債

本社債に関する元金の支払は、本社債の呈示及び（すべての支払が完了する場合には）引渡しと引換えに、下記「11. その他－(6)支払代理人及び計算代理人」に記載された支払代理人のアメリカ合衆国外の所定の事務所（以下それぞれ「支払代理人」及び「所定の事務所」という。）において、米ドル建ての小切手により、又は支払受領者がニューヨークの銀行に開設している米ドル建て若しくは米ドル振込みの可能なアメリカ合衆国外の口座への振込みにより行われるものとする。

本社債を表章する仮大券又は恒久大券（以下それぞれ「仮大券」及び「恒久大券」という。）に係る利息の支払は、当該仮大券又は恒久大券の呈示に対して、オーストラリア、ニュージーランド及び（下記「11. その他－(6)支払代理人及び計算代理人」の第4段落が適用される場合を除き）アメリカ合衆国外にある支払代理人の所定の事務所において（仮大券の場合は、仮大券において要求される適正な証明を条件として）米ドル建ての小切手により、又は支払受領者がニューヨークの銀行に開設している米ドル建てのアメリカ合衆国外の口座への振込みによりなされるものとする。

本社債の確定社債券（以下「確定社債券」という。）に係る利息の支払は、該当する利札の引渡しと引換えに、又は（予定された支払期日以外の日に支払われるべき利息の場合は）当該確定社債券の呈示に対してなされるものとし、いずれの場合においても、オーストラリア、ニュージーランド及び（下記「11. その他－(6)支払代理人及び計算代理人」の第4段落が適用される場合を除き）アメリカ合衆国外にある支払代理人の所定の事務所において米ドル建ての小切手により、又は支払受領者がニューヨークの銀行に開設している米ドル建てのアメリカ合衆国外の口座への振込みによりなされるものとする。

各本社債の確定社債券の最終償還には、支払期日未到来の利札すべてを付した本社債の呈示及び引渡しを要するものとし、支払期日未到来の利札で欠缺したものとあるときは、欠缺利札の金額（一部支払の場合は、実際に支払われた償還額が支払われるべき償還額の総額に占める割合を当該欠缺利札の金額に乗じた金額）が、欠缺がなければ最終償還時に支払われるべき金額から差引かれるものとする。そのように控除された金額は、かかる償還額の支払に適用される関連日（下記「7. 課税上の取扱い－(1)グロスアップ条項」に定義する。）から10年間いつでも、支払代理人の所定の事務所において、当該利札の引渡しと引換えに支払われるものとする。

豪ドル建社債

本社債に関する元金の支払は、本社債の呈示及び（すべての支払が完了する場合には）引渡しと引換えに、下記「11. その他－(6)支払代理人及び計算代理人」に記載された支払代理人のアメリカ合衆国外の所定の事務所（以下それぞれ「支払代理人」及び「所定の事務所」という。）において、豪ドル建ての小切手により、又は支払受領者がシドニーの銀行に開設している豪ドル建て若しくは豪ドル振込みの可能なアメリカ合衆国外の口座への振込みにより行われるものとする。

本社債を表章する仮大券又は恒久大券（以下それぞれ「仮大券」及び「恒久大券」という。）に係る利息の支払は、当該仮大券又は恒久大券の呈示に対して、オーストラリア、ニュージーランド及び（下記「11. その他－(6)支払代理人及び計算代理人」の第4段落が適用される場合を除き）アメリカ合衆国外にある支払代理人の所定の事務所において（仮大券の場合は、仮大券において要求される適正な証明を条件として）豪ドル建ての小切手により、又は支払受領者がシドニーの銀行に開設している豪ドル建てのアメリカ合衆国外の口座への振込みによりなされるものとする。

本社債の確定社債券（以下「確定社債券」という。）に係る利息の支払は、該当する利札の引渡しと引換えに、又は（予定された支払期日以外の日に支払われるべき利息の場合は）当該確定社債券の呈示に対してなされるものとし、いずれの場合においても、オーストラリア、ニュージーランド及び（下記「11. その他－(6)支払代理人及び計算代理人」の第4段落が適用される場合を除き）アメリカ合衆国外にある支払代理人の所定の事務所において豪ドル建ての小切手により、又は支払受領者がシドニーの銀行に開設している豪ドル建てのアメリカ合衆国外の口座への振込みによりなされるものとする。

各本社債の確定社債券の最終償還には、支払期日未到来の利札すべてを付した本社債の呈示及び引渡しを要するものとし、支払期日未到来の利札で欠缺したものは、欠缺利札の金額（一部支払の場合は、実際に支払われた償還額が支払われるべき償還額の総額に占める割合を当該欠缺利札の金額に乗じた金額）が、欠缺がなければ最終償還時に支払われるべき金額から差引かれるものとする。そのように控除された金額は、かかる償還額の支払に適用される関連日（下記「7. 課税上の取扱い－(1) グロスアップ条項」に定義する。）から10年間いつでも、支払代理人の所定の事務所において、当該利札の引渡しと引換えに支払われるものとする。

(c) 支払営業日の支払

本社債又は利札に関する金銭の支払期日が、呈示が行われた場所における支払営業日（下記に定義する。）にあたらなるときは、本社債権者又は利札の所持人は翌支払営業日まで当該場所において支払を受けることができず、かかる遅延に関していかなる追加利息又はその他の支払を受ける権利も有しない。

「支払営業日」とは、支払のための呈示が行われた当該場所において、銀行が持参人株式会社有価証券の呈示を受け支払を行い、かつ外貨取引のための営業を行っている日をいう。

4. 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、非劣後かつ無担保の債務を構成する。本社債は、その相互の間において優劣なく同順位であり、本清算（下記「5. 債務不履行事由」に定義する。）に際し、法律（オーストラリア1959年銀行法（以下「銀行法」という。）第13A条(3)及び第16条(2)並びにオーストラリア1959年準備銀行法（以下「準備銀行法」という。）第86条を含むが、これらに限定されない。）の強行規定により定められた一定の例外を除き、発行会社の現在及び将来の他のすべての非劣後かつ無担保の債務と少なくとも同順位である。

発行会社は、銀行法において定義する公認預金受入機関（ADI）である。銀行法第13A条(3)及び第16条(2)並びに準備銀行法第86条に基づき、発行会社の一定の債務は、以下に記載されるとおり、法律により優先される。

銀行法第13A条(3)は、ADIがその債務を履行することができなくなった場合、又は支払停止に陥った場合、ADIのオーストラリアにおける資産は、ADI（本社債の場合、発行会社を含む。）の他の一切の債務に優先して、ADIの特定債務の履行に充当される旨規定している。これらの特定債務には、被保護口座の保有者に対してオーストラリア金融監督局（以下「APRA」という。）が支払うべき金額に関する、ADIのAPRAに対する一定の債務、被保護口座に関するオーストラリアにおけるADIのその他債務、オーストラリア準備銀行（以下「RBA」という。）に対する債務及びAPRAに対するその他一定の債務が含まれる。

「被保護口座」とは、(a) ADIが、要求に応じて若しくは合意された時に、口座保有者に対して口座残高の純額を支払わなければならない口座、又は (b) 規則により定められたその他の口座若しくは金融商品のいずれかをいう。発行会社により発行されたカバード・ボンドのための対象プールにある発行会社の資産等の一定の資産は、銀行法第13A条に基づくオーストラリアにおける構成資産には含まれず、当該資産は、カバード・ボンドの保有者及びカバード・ボンドに関するその他一定の有担保債権者の優先権の対象となる。

銀行法第16条(2)に基づき、APRAに対するADIのその他一定の債務は、ADIの清算に際し、銀行法第13A条(3)の条件に従って、ADIの他の一切の無担保債務に優先する。さらに、準備銀行法第86条は、RBAに対す

るADIの債務は、ADIの清算に際し、銀行法第13A条(3)の条件に従って、ADIの他の一切の債務に優先する旨規定している。

本社債は、銀行法における被保護口座に該当しない。本「4. 本社債の地位」又はその他において明示的に定める場合を除き、発行会社は、本社債が銀行法において、オーストラリアにおける預金債務を構成するとのいかなる表明も行わない。

本社債権者の請求に対して法律に基づき優先する債務は多額となる可能性があり、本社債の要項は発行会社が随時負担し又は引受ける債務額を制限していない。また、本社債はオーストラリア政府若しくはオーストラリア政府の補償制度の下での保証若しくは保険を受けておらず、その他の政府若しくはその他の補償制度、又はいかなる政府機関若しくはその他関係者の保証若しくは保険も受けていない。

5. 債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）は、本社債に関する期限の利益喪失事由となる。

- (i) 発行会社が、いずれかの本社債の元金の支払をその支払期日から7日以内に行わなかったか、又はいずれかの本社債の利息の支払をその支払期日から14日以内に行わなかった場合。
- (ii) 発行会社が、本社債又は発行及び支払代理契約（下記「11. その他－(4) 発行及び支払代理契約」に定義する。）に基づく又はそれらに関するその他の債務の履行又は遵守を怠り、（かかる不履行が治癒不可能な場合を除き（この場合、下記の通知又は継続を要しない。））発行会社に対しかかる不履行の治癒を要求する書面による通知が本社債権者により財務代理人の所定の事務所宛てに交付された後30日間を経過してもなお、かかる不履行が治癒されずに継続した場合。
- (iii) 本清算（以下に定義する。）の場合。
- (iv) 発行会社が、その事業の全部又は実質的に全部の遂行を停止した場合。ただし、支払可能再編（以下に定義する。）に基づく又はそれに関連する場合を除く。
- (v) 発行会社の資産若しくは事業の全部若しくは相当な部分について、担保権者がその占有を取得し、管財人が選任され、発行会社の公的な管理人が選任され、又は発行会社の資産若しくは事業の相当な部分について差押え若しくは強制執行がなされ、かつ、30日以内にこれらがいずれも取下げられず、支払われず、又は解消されなかった場合（ただし、それが誠実に争われている場合はこの限りではない。）。
- (vi) 発行会社とその債務を期日において支払うことが不能となった場合。

「本清算」とは、(i) 発行会社の清算のために裁判所による命令が下されるか、又は(ii) 発行会社の清算のために株主若しくは同様の構成員による有効な決議が可決されることにより開始する発行会社の清算に関する法的手続をいう。ただし、いかなる場合でも支払可能再編に関連する場合を除く。

本清算は、裁判所命令又は株主若しくは同様の構成員の有効な決議により開始されなければならない。

(i) 発行会社の清算（又はそれにより発行会社が解散され、整理され、強制管理され若しくは法人として消滅する可能性のある手続）についての申請、申立書の提出又はその他の措置を講じること、

(ii) 発行会社に関して、財産管理人、会社管理人、会社財産管理人、強制管理人、公認預金受入機関の法定管理人又は他の同様の職務を有する者（清算人を除く。）の選任も、本社債の要項の目的において本清算を構成しない。「清算人」とは、本清算の実施及び管理に責任を負う清算人又はその他の職務を有する者をいう。「公認預金受入機関」とは、銀行法において定義される公認預金受入機関をいう。

「支払可能再編」とは、発行会社の財産、資産若しくは事業の全部若しくは実質的に全部の譲渡を受ける者が、残存する本社債全部に関する発行会社の義務を引受けるか、又は破産若しくは支払不能事由を伴わないそれと類似の効果をもつ取決めが行われる、破産又は支払不能事由を伴わない合併又は再編の仕組みをいう。

本社債に関しいずれかの債務不履行事由が発生した場合、本社債権者は、財務代理人の所定の事務所に宛てた書面による発行会社に対する通知により、当該本社債及びこれに対する経過利息がただちに支払われるべき旨を宣言することができる。この場合、当該本社債は、呈示、請求、要求又はその他いかなる種類の通知（本社債中の別段の規定にかかわらず、発行会社はこれらのすべてを明示的に放棄する。）をも要することなく、当該本社債に対する経過利息（もしあれば）とともに、ただちに償還額をもって支払われるものとする。ただし、財務代理人がかかる通知を受領する前に本社債に関するすべての債務不履行事由が治癒された場合は、この限りでない。

6. 社債権者集会及び変更

発行及び支払代理契約には、本社債権者の利益に影響を及ぼす一切の事項（特別決議（下記に定義する。）による本社債の要項及び（本社債に適用される限りにおいて）発行会社により締結された2008年11月7日付約定捺印証書（Deed of Covenant）（以下「約定捺印証書」という。）の変更を含むが、これらに限定されない。）を審議するための本社債権者集会の招集に関する規定（本社債の要項に含まれたものとして効力を有する。）が含まれている。かかる集会は、発行会社が招集することができ、また残存する本社債の額面金額の10分の1以上を保有する本社債権者の書面による要求に基づく場合はこれを招集しなければならない。本社債に関する社債権者集会で決議された特別決議は、すべての本社債権者（当該集会に出席していたか否かを問わない。）及び利札の所持人に対して拘束力を有する。

また、本社債権者は、普通決議（下記に定義する。）の場合には残存する本社債の額面金額の過半数又は特別決議の場合には4分の3以上を保有する、本社債権者により又は本社債権者のために署名された書面により、普通決議又は特別決議を適式に可決することができる。

発行会社は、財務代理人の同意により、本社債権者又は利札の所持人の同意を得ることなく、合理的に行為する発行会社により決定される明白な又は証明された誤りを訂正するために、本社債の要項、本社債に関する最終条件書及び（本社債に適用される限りにおいて）約定捺印証書を変更することができる。この場合を除き、本社債の要項及び約定捺印証書の変更には特別決議による承認を要する。

「特別決議」とは、発行及び支払代理契約の規定に従い適式に招集されかつ開催された社債権者集会において行使された議決権の4分の3以上の賛成をもって採択された決議をいう。

「普通決議」とは、発行及び支払代理契約の規定に従い適式に招集されかつ開催された社債権者集会において行使された議決権の過半数の賛成をもって採択された決議をいう。

7. 課税上の取扱い

(1) グロスアップ条項

本社債及び利札に関する元金及び利息のすべての支払は、オーストラリア若しくはその下部行政区画、又は、それらの若しくはそれらの域内の課税の権限を有する当局によって又はこれらのために、課され又は徴収されるいかなる公租公課又は政府賦課金（以下「源泉税」という。）も源泉徴収又は控除されることなく支払われるものとする。ただし、かかる源泉徴収又は控除が法律上必要な場合は、この限り

でない。この場合には、発行会社は、本社債権者又は利札の所持人の受取額が、かかる源泉徴収又は控除が要求されなければ当該本社債権者又は利札の所持人が受領したであろう金額と等しくなるために必要な追加額を支払うものとする。ただし、以下に掲げるいずれかの場合には、本社債又は利札についてかかる追加額の支払は行われぬ。

- (i) オーストラリアと(a)本社債若しくは利札の単なる保有又は(b)本社債若しくは利札に関する元利金若しくはその他の金銭の受領以外の関連(過去又は現在を問わない。)を有しているという理由で、本社債又は利札に関する源泉税の支払義務を負っている本社債権者若しくは利札の所持人、本社債権者若しくは利札の所持人が所持するかかる本社債若しくは利札に関する持分若しくは権利の実質所有者又はこれらの者のために行為する第三者による支払呈示又は保有の場合。
- (ii) 現在若しくは将来に効力を有する法律上の要求に従うことにより又は非居住者である旨の宣言若しくはその他の免除の請求若しくは申請をなすことにより、適法にかかる源泉徴収又は控除を回避しえたにもかかわらずそれを行わなかった本社債権者若しくは利札の所持人、本社債権者若しくは利札の所持人が所持するかかる本社債若しくは利札に関する持分若しくは権利の実質所有者又はこれらの者のために行為する第三者による支払呈示又は保有の場合。
- (iii) 関連日(下記に定義する。)の後30日を過ぎて支払のために呈示された本社債又は利札に関する支払呈示の場合。ただし、かかる30日の期間の最終日に当該本社債又は利札が呈示されていれば、当該本社債権者又は利札の所持人が当該追加額を受領する権利を有していた場合を除く。
- (iv) 本社債権者若しくは利札の所持人又はかかる本社債若しくは利札に関する持分若しくは権利の実質所有者がオーストラリア税法第128F条(9)上の発行会社の関係者(associate)に該当することに基づく税金に関する場合。
- (v) オーストラリアの居住者であるか、又は、非居住者であって、当該非居住者のオーストラリア内の恒久的施設において若しくはこれを通じてオーストラリア内において事業を営んでいる本社債権者若しくは利札の所持人又はこれらの代理人である第三者による支払呈示又は保有の場合(上記の「オーストラリアの居住者」、「非居住者」及び「恒久的施設」との表現は、オーストラリア税法中において与えられているものと同一の意味を有する。)。ただし、オーストラリア税法第126条(又はこれに相当する規定)により発行会社が当該本社債又は利札について支払われるべき利息に対する所得税の支払を要求される場合で、かつ本社債権者又は利札の所持人がかかる事業を営んでいる「オーストラリアの居住者」又は「非居住者」に該当しなければかかる所得税の支払が要求されなかったであろう場合に限る。
- (vi) 本社債権者若しくは利札の所持人又はこれらの者のために行為する第三者が租税回避のための仕組みの当事者となり又はかかる仕組みに関与している状況において(発行会社はかかる仕組みの当事者となっておらず、またこれに関与もしていないものとする。)、オーストラリア連邦税務長官によって下されたオーストラリア税法上支払われるべきとの決定に基づき課されることとなったオーストラリアの利子源泉徴収税に関する場合。
- (vii) 他の支払代理人に対し本社債又は利札を呈示する(又は第三者より呈示させる)ことにより、かかる源泉徴収又は控除を回避しえたであろう本社債権者若しくは利札の所持人、本社債権者若しくは利札の所持人が所持するかかる本社債若しくは利札に関する持分若しくは権利の実質所有者又はこれらの者のために行為する第三者による支払呈示の場合。
- (viii) FATCAに基づき又はこれに関連して生じた源泉徴収又は控除の場合。

「関連日」とは、すべての支払に関して、(a)問題となっている支払に関する最初の支払期日、又は(b)当該支払期日までに財務代理人がニューヨーク（米ドル建社債の場合）又はシドニー（豪ドル建社債の場合）において支払金額の全額を受領しなかった場合は、当該金額の全額が受領されて本社債権者に対する支払に供され、その旨が本社債権者に対して通知された最初の日のいずれか遅い方をいう。

本書において本社債に関する「元金」及び／又は「利息」には、本項に従い支払われる追加額を含むものとみなす。

(2) オーストラリアにおける課税

以下の情報は、現在適用されているオーストラリアの税法及び租税実務の完全な要約ではない。税務上の取扱いについて疑義を持つ潜在的投資者は、自らの専門家に対して助言を求めるべきである。

以下は、本書提出日現在におけるオーストラリアの1936年及び1997年所得税査定法（以下、本「7. 課税上の取扱い－(2) オーストラリアにおける課税」においては、「オーストラリア税法」と総称する。）並びにオーストラリアの1953年税法管理法に基づく発行会社による本社債の利息の支払及びその他の一定の事項に関するオーストラリアの源泉徴収税上の取扱いを要約したものである。この要約は網羅的ではなく、特に一定の種類の本社債権者（オーストラリアの居住者、オーストラリア内の恒久的施設を通じて本社債を保有する非居住者、証券ディーラー、又はある者のために本社債を保有するカスタディアンその他の第三者を含むが、これらに限定されない。）についての課税上の取扱いは対象としていない。以下の要約は、一般的な説明にとどまり、相応の注意をもって扱われるべきである。この要約は、特定の本社債権者に対する法律上又は税務上の助言を意図するものではなく、また、そのように解釈されてはならない。本社債を今後保有しようとする者は、本社債の特定の条項が本社債の課税上の取扱いに影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。本社債権者は、専門家の助言を求めるべきである。

オーストラリアの利息源泉徴収税（以下「利息源泉徴収税」という。）

一般に、オーストラリアの税務上のオーストラリア居住者ではない者（以下「非居住者」という。）である本社債権者（オーストラリア内の恒久的施設において又はこれを通じてオーストラリア内で事業を行う過程で利息を得る者を除く。）に対する発行会社による本社債の元金及び利息の支払は、利息支払額に対する10%の税率での利息源泉徴収税を除き、オーストラリアの課税の対象とはならない。ただし、免除が適用される場合、利息源泉徴収税は課されない。

利息源泉徴収税上、「利息」とは、利息の性質をもつ、又は利息を代替する性質をもつ金額その他の一定の金額を含むものとして定義される。プレミアム又は発行差金は、本目的上の利息となる。

当初割引発行され若しくはプレミアムが付された本社債、又は最低年1回の利払いがなされない本社債が、非居住者（オーストラリア内の恒久的施設において又はこれを通じて行う事業の一部として本社債を保有する者を除く。）により以下の者に対して売却される場合には、本社債の購入価格の一部を利息源泉徴収税上利息として取扱うことができる特定の規則がある。

- ・ オーストラリア外の恒久的施設において又はこれを通じて事業を行う過程で本社債を取得するものではないオーストラリアの税務上のオーストラリア居住者（以下「居住者」という。）
- ・ オーストラリア内の恒久的施設において又はこれを通じてオーストラリアで事業を行う過程で本社債を取得する非居住者

オーストラリア税法第128F条に基づく利息源泉徴収税の免除

本社債の利息は、本社債に関するオーストラリア税法第128F条（以下「第128F条」という。）の要件が充足される場合には、利息源泉徴収税が免除される。

発行会社は、第128F条の要件を充足する方法で、本社債を発行する予定である。

第128F条に基づき適用される利息源泉徴収税の免除は、関連当事者との貸付への適用を予定するものではない。特に、かかる免除が適用されるためには、発行の時点で、本社債又は本社債に対する持分が、発行会社の国外関係者（Offshore Associate）（本社債の販売に関連するディーラー、マネージャー若しくは引受人として行為する者、又は証券決済機関、カストディアン、ファンド・マネージャー若しくは2001年会社法に定義する登録スキームの責任を負う団体として行為する者を除く。）により、直接又は間接を問わず、取得されるか後日取得が予定されていることを、発行会社が認識していないか又はこれを疑う合理的な理由がないことが必要となる。

また、本社債の利息の支払の時点で、その受取人が発行会社の国外関係者（Offshore Associate）（証券決済機関、支払代理人、カストディアン、ファンド・マネージャー又は2001年会社法に定義する登録スキームの責任を負う団体として支払を受領する者を除く。）であることを、発行会社が認識していたか又はこれを疑う合理的な理由があった場合には、第128F条に基づく利息源泉徴収税の免除は適用されない。

したがって、発行会社の国外関係者（Offshore Associate）である者は、本社債を取得してはならない。

利息源泉徴収税に関する控除又は源泉徴収による追加額の支払

発行会社は、いつでも、利息源泉徴収税を控除又は源泉徴収することが法律により強制された場合には、上記「7. 課税上の取扱い－(1) グロスアップ条項」に定める一定の例外を除き、本社債権者の受領する金額が、かかる控除又は源泉徴収が必要でなければ受領したであろうそれぞれの金額と等しくなるようにするために追加額を支払わなければならない。

ただし、上記「7. 課税上の取扱い－(1) グロスアップ条項」の規定は、本社債権者が発行会社の関係者（第128F条に定義する。）であることを理由に利息源泉徴収税が課される場合の追加額については、発行会社はその支払義務を負わない旨定めている点には注意されたい。

無記名式の本社債に対するオーストラリア税法第126条（以下「第126条」という。）に基づく源泉徴収

第126条は、無記名債の利息の支払に対して、発行会社がオーストラリア税務局に当該社債の保有者の氏名及び住所を開示しなかった場合、現行で税率45%の源泉徴収税を課すとしている。社債発行が第128F条の要件を充足する場合には、第126条は、オーストラリア内の恒久的施設において若しくはこれを通じて事業を行わない非居住者が保有する社債の利息の支払に対しては適用されない。ただし、一定の状況において保有される社債に関する第126条の適用は複雑になりうる。無記名債の保有者の氏名及び住所がオーストラリア税務局に開示された場合、第126条はいかなる状況においても適用されない。オーストラリア税務局は、無記名債を共通預託機関に預託している証券決済機関を通じて社債の持分が保有される場合、当該証券決済機関の氏名及び住所の開示をもって第126条は充足される旨の税務決定を発行している。

上記「7. 課税上の取扱いー(1) グロスアップ条項」は、本社債権者が「オーストラリアの居住者」又はオーストラリア内の「非居住者」の恒久的施設において若しくはこれを通じてオーストラリア内で事業を行っている「非居住者」でないならば、第126条（又はこれに相当する規定）に基づく税金を支払う義務はない無記名式の本社債に関して支払うべき利息について、発行会社が当該規定（又はこれに相当する規定）に基づき控除又は源泉徴収が要求される場合の追加額を支払う義務を負わない旨規定している。

その他のオーストラリアの源泉徴収税

非居住者源泉徴収税

1953年税法管理法（以下「税法管理法」という。）別表1第12-315条に基づき、オーストラリアの事業体から非居住者に対してなされた一定の支払から非居住者の納税義務を理由に源泉徴収を求める規制が制定される可能性がある。

これらの規則は、発行会社による本社債に関する支払については現在適用されない。ただし、本社債について非居住者が受領した支払に対する将来の規制の適用可能性については、留意の必要がある。

供給源泉徴収税

本社債に関する支払については、税法管理法別表1第12-190条に基づく「供給源泉徴収税」の課税を受けることなく行うことができる。

その他のオーストラリアの課税事項

非居住者による本社債譲渡益

オーストラリア内の恒久的施設において又はこれを通じて事業を行う過程で本社債を保有したことの無い非居住者は、本社債の売却又は償還により実現した利益について、かかる利益がオーストラリアに源泉を有しない限り、オーストラリアの所得税を課されない。非居住者である本社債権者が他の非居住者に本社債を売却したことにより実現した利益について、本社債がオーストラリア外で売却され、かつ、すべての交渉と文書作成がオーストラリア外で行われる場合には、オーストラリアに源泉を有するとは一般にみなされない。

差押指令

オーストラリア連邦税務長官は、オーストラリア税法第255条、税法管理法別表1第260-5条又は類似の規定に基づき、発行会社に対して、いかなる相手方（本社債権者を含む。）に対する支払額からも、かかる相手方が支払うべき税金に関する金額を控除又は源泉徴収するよう、要求する指示を行うことができる。かかる指示が発行会社に対してなされた場合、発行会社は当該指示を遵守し、当該指示により要求される控除又は源泉徴収を行う予定である。

物品サービス税

本社債の供給は「課税済対内貨幣的供給」又は（オーストラリア及びオーストラリアと併せて「間接税圏」を構成するオーストラリア外の一定の地域外の非居住者である本社債権者に対する供給の場合には）「物品サービス税免除供給」のいずれかを構成することから、本社債の発行又は受領のいずれに対

しても、オーストラリアにおいて物品サービス税の納税義務は発生しない。さらに、発行会社による元金若しくは利息の支払又は本社債の処分若しくは償還のいずれについても、オーストラリアにおいて物品サービス税の納税義務は発生しない。

遺産税

死亡時に保有されていた本社債は、オーストラリア又はその下部行政区画若しくはそれらの域内の課税の権限を有する当局によるいかなる相続税、遺産税又は継承税の対象にもならない。

印紙税

オーストラリア外における本社債の発行又は本社債の譲渡に関して、オーストラリアにおいて従価税、印紙税、発行税、登録免許税又は類似の租税は課されない。

(3) 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

- (i) 本社債は、特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上20.315%（所得税、復興特別所得税及び住民税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税及び住民税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%（所得税及び復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- (iii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び住民税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iv) 日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。
- (v) 本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

8. 通知

本社債権者に対する通知は、(i) ロンドンにおいて一般に刊行されている主要な日刊新聞（フィナンシャル・タイムズが予定されている。）に掲載されたとき、(ii) かかる掲載が実務上不可能な場合はヨーロッパにおいて一般に刊行されている主要な英文の日刊新聞に掲載されたとき、又は(iii) 仮大券若しくは恒久大券により表章される本社債の場合はユーロクリア（下記「11. その他－(5) 社債券の様式」に定義する。）及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグ（下記「11. その他－(5) 社債券の様式」に定義する。）に対して（それらの機関がそれらの記録に実質的な本社債権者として記載されている者に連絡するために）交付されたときに、有効になされたものとみなされる。かかる通知は、(a) 最初の掲載日（複数の新聞への掲載が必要な場合には、必要なすべての新聞に掲載された最初の日）又は(b) ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグに対する当該交付の日により有効になされたものとみなされる。利札の所持人は、本項に従い本社債権者に対してなされたすべての通知の内容について、あらゆる目的上、これを了知したものとみなされる。本項に基づく各通知の写しは、いかなる場合も、ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグに交付されるものとする。

9. 消滅時効

発行会社に対する本社債の元利金の支払請求権は、それぞれの支払に関する関連日より、元金については10年以内、利息については5年以内に行使されない場合には、時効により消滅し無効となる。

10. 準拠法及び裁判管轄

- (1) 本社債、発行及び支払代理契約並びに約定捺印証書は、英国法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本社債、発行及び支払代理契約並びに約定捺印証書に起因、又は関連する一切の事項、請求又は紛争は、契約上のものか否かを問わず英国法に準拠し、これに従って決定されるものとする。
- (2) 本項第(4)号の規定に服するが、本社債に起因し、又はこれに関連して生ずる一切の紛争（以下「紛争」という。）の解決については、イングランド及びウェールズの裁判所が専属管轄権を有する。
- (3) 発行会社は、イングランド及びウェールズの裁判所が一切の紛争を解決する場所として最も適切で便宜であることに、またこれに対し異議を申立てないことに、合意する。
- (4) 本項第(2)号は、本社債権者のためのみの規定である。本項に定められる一切の規定は、すべての本社債権者が他の管轄権を有する裁判所において紛争に関わる法的手続（以下「法的手続」という。）を採ることを妨げるものではない。本社債権者は、法で許容される範囲内において複数の管轄裁判所において同時に法的手続を採れるものとする。
- (5) 発行会社は、発行会社が2006年英国会社法第34章に基づく登録を中止した場合はいつでも、一切の法的手続に関する発行会社の英国内における送達受領代理人として、ロンドンに登記上の住所を有する者を指名することに同意する。

11. その他

(1) 代り券の発行

本社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は滅失した場合には、適用ある一切の法律に従い、請求者が当該代替に関して生じた費用を支払ったときに、発行会社及び代替代理人（下記に定義する。）が要求する証拠、担保及び補償その他に関する条件の下で、財務代理人の所定の事務所（以下「代替代

理人」という。)において代り券を発行することができる。毀損又は汚損した本社債券及び利札は、代り券が交付される前に引渡されなければならない。

(2) 追加発行

発行会社は、本社債権者又は利札の所持人の同意を得ることなく、本社債とともにひとつのシリーズを構成するように、本社債とすべての点（又は初回の利払（もしあれば）及び／若しくは券種若しくは発行価格以外のすべての点）において同一の要項を有する証書、社債を随時成立させ、又は発行することができる。

(3) 発行会社の代替

発行会社は、発行会社及び代替債務者（下記に定義する。）が上記「8. 通知」に従って通知をなすことにより、本社債に関して、本社債権者又は利札の所持人の同意を得ることなく、全世界のいずれかの国において設立された他の会社と、本社債並びに発行及び支払代理契約に関する債務者としての地位を交代することができる。かかる会社を以下「代替債務者」という。ただし、以下のすべての事項を満たすことをその条件とする。

- (i) 発行会社が本社債に基づき支払われるべきいずれの金額についても支払を怠っていないこと。
- (ii) 発行会社及び代替債務者が、代替が効力を生ずるために必要な文書（以下「関係文書」という。）を取り交わしており、かつ、関係文書の中で、代替債務者が、各本社債権者のために、発行会社（又は本項第(3)号に基づくすべての前代替者）に代わる本社債の債務者として本社債の要項並びに発行及び支払代理契約及び約定捺印証書の規定に拘束されることを約束していること。
- (iii) 代替債務者が当該代替前の発行会社の税務上の居住地（以下「旧居住地」という。）以外の法域（以下「新居住地」という。）の居住者である場合には、各本社債権者が上記「7. 課税上の取扱い—(1)グロスアップ条項」の規定に相当する条項（必要に応じて「旧居住地」を「新居住地」と読み替える。）上の利益を享受し、代替債務者が上記「2. 償還及び買入れ—(b)税制変更による繰上償還」の規定に相当する条項（必要に応じて「旧居住地」を「新居住地」と読み替える。）上の権利を享受するために必要な約束その他の規定が関係文書に含まれていること。
- (iv) 発行会社が、未償還の本社債に関する代替債務者の債務を保証すること。
- (v) 代替債務者及び発行会社が、当該代替、代替債務者による関係文書上の債務の履行及び上記の発行会社の保証債務のうち関係文書上の代替債務者の債務に関するものの履行のために必要な政府の承認及び同意を取得していること。
- (vi) （適用ある場合）代替債務者が、本社債及び利札に起因するか又はそれらに関する訴状の送達を当該代替債務者を代理して受領するために、英国内にその代理人として送達受領代理人を指名していること。

かかる代替により、代替債務者は、あたかも代替債務者が本来の発行会社であったのと同様に、発行会社を承継し、発行会社と交代し、本社債並びに発行及び支払代理契約に基づく発行会社のすべての権利及び権限を行使することができ、発行会社は、本社債並びに発行及び支払代理契約に基づく義務から免責される。

本項第(3)号の第1段落に従った代替の後、代替債務者は、本社債権者又は利札の所持人の同意を得ることなく、さらに代替を行うことができる。本項第(3)号の第1段落及び第2段落のすべての規定が

準用され、本社債の要項中の発行会社は、（文脈により必要な場合には）当該後継代替債務者と読み替えられるか又はそれを含むものとする。

本項第(3)号の第1段落（(i)乃至(vi)を含む。）又は第3段落に従った代替の後、代替債務者は、本社債権者及び利札の所持人の同意を得ることなく、本項第(3)号の第1段落（(i)乃至(vi)を含む。）又は第3段落に準じてかかる代替を取消することができる。

関係文書は、財務代理人に送付され、財務代理人により保管される。関係文書の写しについては、これを支払代理人の所定の事務所において無料で入手することができる。

(4) 発行及び支払代理契約

本社債は、社債発行プログラム並びに発行会社、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（財務代理人）及び当該契約中に記載の他の当事者との間の2013年11月15日付修正再規定発行及び支払代理契約（2014年11月14日付補足発行及び支払代理契約により補足されている。）（以下「発行及び支払代理契約」という。）に基づいて発行される。

(5) 社債券の様式

本社債は当初仮大券により表章されるものとし、仮大券はその発行日までにユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）及び/又はクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）の預託機関又は共通預託機関に預託される。仮大券は、仮大券の発行日から40日を経過した後に、アメリカ合衆国財務省規制により要求される実質所有者が合衆国人でないことの証明書（大要仮大券に規定される様式又は当該決済システムにより、かかる状況において通常発行されるその他の様式による。）の受領を条件として、これを恒久大券と交換することができる。恒久大券は、当該恒久大券の所持人の選択により、次のいずれかの場合に限り、発行会社によってその全部（一部は不可）が本社債の確定社債券と交換される。

- (a) 本社債のいずれかについて、債務不履行事由が生じた場合。
- (b) ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグが、（公的な休日による場合を除き）14日間継続して営業を停止し、又は廃業する旨を宣言し若しくは実際に廃業した場合。

(6) 支払代理人及び計算代理人

本社債に関する当初の支払代理人及び計算代理人それぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

支払代理人： ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
 (The Bank of New York Mellon)
 英国ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア
 (One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー/エヌ・ヴィ・ルクセンブルグ・ブランチ
 (The Bank of New York Mellon S.A./N.V. Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ L-2453 ユーゼン・ルパート通り 2-4 ポラリス
ベルティゴ・ビルディング
(Vertigo Building, Polaris, 2-4 rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg)

計算代理人： ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon
(The Bank of New York Mellon)
英国ロンドン市 E14 5AL ワン・カナダ・スクエア
(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

「所定の事務所」とは、上記に記載された事務所若しくは支払代理人又は計算代理人の指名において指定される事務所、又は支払代理人若しくは計算代理人が発行会社に対する通知により指定することのできる同一地区若しくは都市のその他の事務所を意味し、ニュージーランド国外に所在するものとする。

発行会社は、支払代理人（財務代理人を含む。）又は計算代理人の指名の変更又は終了及び追加の支払代理人若しくは計算代理人又はその他の支払代理人若しくは計算代理人の指名を随時行う権利を有する。ただし、以下の者を常置することを条件とする。

- (i) 財務代理人
- (ii) ヨーロッパ大陸の都市に所定の事務所を有する支払代理人（財務代理人でもよい。）
- (iii) 本項第(6)号の第4段落に記載する場合は、ニューヨークに所定の事務所を有する支払代理人
- (iv) 計算代理人

支払代理人及び計算代理人は、それぞれの所定の事務所を同一の都市内の他の所定の事務所に随時変更する権利を有する。支払代理人又は計算代理人若しくはそれらの所定の事務所の一切の変更に関する本社債権者又は利札の所持人への通知は、発行会社により、上記「8. 通知」に従ってすみやかに行われる。

本社債の元金及び利息の支払は、以下に述べる場合には、ニューヨーク内の支払代理人の所定の事務所において行われることがある。すなわち、(i) 発行会社が、当該支払代理人が本社債の利息の全額の支払を米ドルにより行うことができるとの合理的な見込みに基づき、アメリカ合衆国外に支払代理人を指名し、(ii) かかるすべての支払代理人の事務所における利息の全額の支払が、米ドル建ての利息の全額の支払又は受領についての外国為替規制その他これに類似する規制により違法とされ又は実質的に禁止されており、かつ (iii) 適用あるアメリカ合衆国の法律上かかる支払が許容されている場合である。

支払代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、発行及び支払代理契約又は支払代理人の指名に関して締結されたその他の契約に定める場合を除き、本社債権者又は利札の所持人に対して義務を負わず、本社債権者又は利札の所持人と代理又は信託関係を持たない。支払代理人及び計算代理人は、発行及び支払代理契約又は支払代理人の指名に関して締結されたか若しくは当該契約に付随するその他の契約によって明示的に課された義務又は債務の履行についてのみ責任を負う。

(7) 通貨補償

本社債に関して発行会社により支払われるべき金額（損害を含む。）の計算及び支払は、本社債の表示通貨（以下「約定通貨」という。）のみによって行われる。本社債権者又は利札の所持人に対して発

行会社から当該約定通貨により支払われるべき旨が明示された一切の金額に関し、本社債権者又は利札の所持人が発行会社から、かかる金額の支払に適用される約定通貨以外の通貨によって受領又は回収した金額は、(いずれかの法域の裁判所の判決若しくは命令又はその執行の結果であるか否かを問わず)当該本社債権者又は利札の所持人が当該受領又は回収の日(当該受領又は回収の日に購入することが実務上不可能な場合には、かかる購入が実務上可能となった最初の日)において当該受領又は回収した金額をもって購入することができた約定通貨額の限度でのみ発行会社の義務の履行となる。そのように購入した金額が、当該本社債権者及び利札の所持人に対して支払われるべき旨が明示された約定通貨額を下回る場合には、発行会社は当該本社債権者又は利札の所持人に対して当該本社債権者又は利札の所持人が蒙った損失を補償するものとする。発行会社は、いかなる場合も、各本社債権者又は利札の所持人に対してかかる購入のために要した合理的な範囲の費用を補償するものとする。これらの補償は、発行会社の他の債務から独立した別個の債務であり、別個独立の請求原因となり、本社債権者又は利札の所持人が支払を猶予したか否かを問わず適用され、あらゆる判決、命令、請求又は本社債若しくは利札若しくは判決若しくは命令に関する支払金額が確定していることについての証明にかかわらず完全に有効に存続する。上記の一切の損失は、当該本社債権者又は利札の所持人が蒙った損失であるとみなされ、発行会社により実際の損失に関する証明を要求されることはない。

(8) 米国外国口座税務コンプライアンス法

FATCAと称される規定を含む法律は、2010年3月18日に米国において可決された。本記載は、アメリカ合衆国財務省よりこれまでに公布された指針(最終規則を含む。)に基づいている。今後の指針が、本社債に対するFATCAの適用に影響を及ぼす可能性がある。

FATCAを遵守するため、発行会社(又は本社債が別の金融機関を通じて保有される場合は、当該別の金融機関)は、米国と締結された契約又は適用のある法律(米国と他の法域との間で締結された適用のある政府間協定の条件を含む。)に基づき、(i)本社債権者又は本社債の実質所有者に対し、アメリカ合衆国内国歳入庁に提出する一定の情報を要求する可能性があり、また(ii)かかる情報が提供されない場合、又は米国との間で類似の契約を締結しておらずかつ適用のある法律(米国と他の法域との間で締結された適用のある政府間協定の条項を含む。)に基づくFATCAレジームの遵守も要求されていない一定の外国金融機関に対して支払がなされる場合は、2018年12月31日より後に本社債に関してなされる支払の一部について米国の課税を源泉徴収する可能性がある。

発行会社又はその他の者がFATCAに基づいて又はFATCAに関連して発生した金額を本社債に関してなされた支払から源泉徴収又は控除するよう要求される場合、本社債権者又は本社債の実質所有者は、上記「7. 課税上の取扱い」における又はかかる源泉徴収若しくは控除のための本社債のグロスアップ額又は他の追加額を受領する権利を有しない。FATCAは複雑であり、本社債への適用は未だ不確定である。潜在的投資者は、FATCAの本社債への適用について、自らの税務の専門家に対して助言を求めるべきである。

(9) 本社債に関する一定のリスク要因

法の変更

本社債の要項は、社債発行プログラムについての基本目論見書の日付において有効な英国法に準拠する。その日付後に可能性のある裁判又は英国法若しくは行政慣行の変更が与える影響については何の保証もない。

流通市場一般について

本社債は発行時において確立された取引市場を持たず、将来も取引所は確立されないと思われる。本社債は市場が発達しても、流動性に欠けるおそれがある。従って、投資家は容易に本社債を転売することができず、発達した流通市場を持つ類似の投資と同様の利回りを得ることのできる価格で転売することもできない可能性がある。とりわけ、これは、本社債が金利、通貨若しくは市場リスクに非常に敏感である場合、本社債が特定の投資目的若しくは戦略のために設計されている場合、又は本社債が限られた種類の投資家の投資要求に合致するように構築されている場合に、当てはまる。そのような社債の場合には、通常の本社債よりも、一般に流通市場はより限られ、価格変動性が大きくなる。流動性の欠如は、本社債の市場価値に著しい悪影響を与える。

為替レートリスクと為替管理

発行会社は本社債の元金を米ドル（米ドル建社債の場合）又は豪ドル（豪ドル建社債の場合）で支払う。このため、投資家の財務活動が主として米ドル（米ドル建社債の場合）又は豪ドル（豪ドル建社債の場合）以外の通貨（以下「投資家通貨」という。）で評価される場合には、通貨の交換に関するリスクをもたらす。かかるリスクには、為替レートが大きく変動するリスク米ドル（米ドル建社債の場合）又は豪ドル（豪ドル建社債の場合）の切下げや投資家通貨の切上げを含む。）、及び投資家通貨に管轄権を持つ当局が為替管理を課したり変更するリスクを含んでいる。米ドル（米ドル建社債の場合）又は豪ドル（豪ドル建社債の場合）に対して投資家通貨の価値が上昇した場合、本社債の投資家通貨での利回り、本社債に支払われる元本の投資家通貨での価値、及び本社債の投資家通貨での市場価値は減少する。

本社債の税金を理由とした償還

発行会社は、本社債の支払について税金を源泉徴収又は控除することに関して追加額が必要となったか又は将来必要となる場合、一定の条件が満たされれば、残存する本社債を償還することができる。

<上記の社債以外の社債に関する情報>

第1 募集要項

該当事項なし。

第2 売出要項

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

未定。

2 売出しの条件

未定。

第二部 参照情報

第1 参照書類

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（平成30年9月期）自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日

平成30年12月19日関東財務局長に提出

事業年度（平成31年9月期）自 平成30年10月1日 至 平成31年9月30日

平成32年3月31日までに関東財務局長に提出予定

2 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書

平成31年3月中間期 自 平成30年10月1日 至 平成31年3月31日

平成31年7月1日までに関東財務局長に提出予定

平成32年3月中間期 自 平成31年10月1日 至 平成32年3月31日

平成32年6月30日までに関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

該当事項なし。

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

該当事項なし。

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本訂正発行登録書提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に変更はない。

第3 参照書類を縦覧に供している場所

該当事項なし。

第三部 保証会社等の情報

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

会 社 名 ウエストパック・バンキング・コーポレーション
(ABN 33 007 457 141)

代表者の役職氏名 グループ・トレジャリー グローバル・ファンディング
業務執行役員 アレキサンダー・ビショフ

- 1 当行は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当行は、本邦において発行登録書の提出日（平成30年12月20日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成30年7月6日（発行日）の募集)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション第12回円貨社債(2018)

券面総額又は振替社債の総額 763億円

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当行¹は、オーストラリアにおいては4大銀行組織の一つであり、ニュージーランドにおいても最大手の銀行組織の一つである。当行は、これらの市場において、消費者²向け、企業向け及び機関投資家向けの銀行サービス及び資産管理サービス等の幅広い銀行・金融サービスを提供している。

当行は、オーストラリア、ニュージーランド、アジア及び太平洋地域の全域に支店、関連会社及び連結会社³を有し、世界の重要な金融センターの数箇所に支店及び事務所を有している。

2018年9月30日現在、当行の時価総額は960億豪ドル⁴であり、資産合計は8,800億豪ドルであった。

当行は、以下の5つの主要な顧客対面型事業部門の下で報告を行っている。

- ・コンシューマー・バンク（「CB」）：オーストラリアにおけるすべての消費者顧客との関係に責任を負い、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSのブランドの下で事業を行う。
- ・ビジネス・バンク（「BB」）：最大約150百万豪ドルの融資枠を有するオーストラリアのあらゆる中小企業及び商業事業顧客との関係に責任を負い、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA及びバンク・オブ・メルボルンのブランドの下で事業を行う。
- ・BTファイナンシャル・グループ（オーストラリア）（「BTFG」）：当行グループのオーストラリアにおける資産管理、保険及び個人向け資産管理業務に責任を負う。
- ・ウエストパック・インスティテューショナル・バンク（「WIB」）：商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客との関係（顧客は、オーストラリア全土、並びにニュージーランド、米国、英国、アジア、フィジー及びパプア・ニューギニアの支店及び子会社を通じた支援を受ける。）について責任を負う。
- ・ウエストパック・ニュージーランド：ニュージーランドのすべての顧客セグメントについて責任を負う。

当行グループ事業には、財務部門、グループ・テクノロジー部門及びコア・サポート部門が含まれる。

i. CB

CBは、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSのブランドの下、オーストラリアにおける消費者顧客向けの販売及びサービスを担う。業務は、専門のコンシューマー・リレーションシップ・マネジャーの特別チーム並びに支店、コール・センター及びATMの

¹ 「ウエストパック」、「当行グループ」及び「当行」とは、ウエストパック・バンキング・コーポレーション及びその子会社を指す（ただし、これらが明確にウエストパック・バンキング・コーポレーションのみを指している場合を除く。）。

² 消費者は、当行の商品及びサービスを利用する個人と定義され、事業体は含まれない。

³ 2018年9月30日に終了した年度にかかる有価証券報告書の第一部 第6 1「財務書類」に対する注記35を参照のこと。

⁴ 2018年9月30日現在の、オーストラリア証券取引所における当行の普通株式の株価終値に基づいている。

広範なネットワークを通じて行われている。顧客に対しては、様々なインターネット／モバイル・バンキング・ソリューションによる支援も提供されている。CBは、資産管理及び為替を含む一部の金融サービス及び商品に係る販売及びサービスについてビジネス・バンク、BTFG及びWIBとも全面的に協力している。当該商品からの収益の大部分は、当該商品のオリジネーターにおいて留保される。

ii. BB

BBは、オーストラリアの中小企業及び商業顧客（最大で約150百万豪ドルの融資枠を有する事業者をいう。）向けの販売及びサービスに責任を負う。同部門は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA及びバンク・オブ・メルボルンのブランドの下で事業を行っている。顧客には、その借入れ、支払い及び取引上のニーズを支援するバンキング及び金融に関連する各種商品及びサービスが提供される。さらに、キャッシュ・フロー・ファイナンス、貿易金融、自動車及び設備金融並びに不動産金融について専門家によるサービスも提供されている。同部門は、自動車ローンに有する消費者顧客についても責任を負う。BBは、企業年金、外国為替及び金利ヘッジ等の一部の金融サービス及び商品に係る販売、委託及びサービスについてBTFG及びWIBとも全面的に協力している。当該商品からの収益の大部分は、当該商品のオリジネーターにおいて留保される。

iii. BTFG

BTFGは、当行グループのオーストラリアにおける資産管理及び保険部門であり、幅広い関連サービスを提供している。BTFGのファンド管理業務には、投資商品、退職年金商品及び退職商品、資産管理プラットフォーム、個人向け資産管理、マージン・レンディング及びエクイティ・ブローキングの組成及び販売が含まれる。BTFGの保険業務は、生命保険、損害保険及び抵当権付住宅ローン貸付保険の組成及び販売をその対象とする。同部門は、特定の損害保険商品の組成について第三者も利用している。あらゆる保険分野のリスクを管理するにあたり、同部門は、外部の保険会社を用いて特定のリスクの出再保険を行っている。BTFGは、BTブランドに加え、個人向け資産管理業務と保険についてウエストパック、セント・ジョージ、バンク・オブ・メルボルン及びバンクSAの銀行ブランドと共に様々な金融サービス・ブランドを運営している。

iv. WIB

WIBは、オーストラリア及びニュージーランドに関係性を有する商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客に対して幅広い金融商品とサービスを提供している。WIBの業務は、資金調達、トランザクション・バンキング並びに金融市場及び債券資本市場に関する専門知識を有する、業界関係・専門家向け商品の特別チームを通じて行われている。顧客は、オーストラリア並びにニュージーランド、米国、英国及びアジアにおける支店と子会社を通じたサポートを受けている。WIBはまた、現在、フィジー及びパプア・ニューギニアにおいて各種バンキング・サービスを提供しているウエストパック・パシフィックについても責任を負う。WIBは、より複雑な財務上のニーズの充足（為替や固定金利証券に係るソリューションを含む。）について当行グループのすべての部門と全面的に協力している。

v. ウェストパック・ニュージーランド

ウェストパック・ニュージーランドは、ニュージーランドの消費者、企業及び機関投資家顧客に対するバンキング商品、資産管理商品及び保険商品の販売及びサービスを担う。当行は、ニュージーランドの銀行業務を、ニュージーランドにおける2つの銀行、すなわちニュージーランドにおいて設立されたウェストパック・ニュージーランド・リミテッド、及びオーストラリアにおいて設立されたウェストパック・バンキング・コーポレーション（ニュージーランド支店）を通じて行っている。ウェストパック・ニュージーランドは、北島・南島の両島における広範な支店及びATMのネットワークを通じて運営されている。企業及び機関投資家顧客には、顧客関係及び専門家向け商品のチームを通じたサービスも提供される。バンキング商品は、ウェストパックのブランドの下で提供されているが、保険商品及び資産管理商品は、それぞれウェストパック・ライフ及びBTのブランドの下で提供されている。ニュージーランドは、独自のインフラ（テクノロジー、運営及び財務を含む。）も維持している。

vi. 当行グループ事業

当該セグメントは、以下から構成される。

- ・当行グループのバランスシートの管理（大口資金調達、資本及び流動性管理を含む。）を担当する財務部門。また、財務部門は、バランスシートに固有の金利リスク及び為替リスクの管理も行う（当行グループの資産及び負債のミスマッチの管理を含む。）。財務部門の利益は、主として当行グループのバランスシート及び金利リスク（ウェストパック・ニュージーランドを除く。）を所定のリスク限度内で管理することに由来する。
- ・オーストラリア業務向けの機能から成り、テクノロジー戦略・設計、インフラ及び運営、アプリケーション開発並びに事業統合を担当するグループ・テクノロジー部門⁵。
- ・オーストラリアにおける銀行業務、不動産サービス、戦略、財務、リスク、コンプライアンス、法務、人事並びに顧客及び法人関係といった、中央で実施される機能から成るコア・サポート部門⁶。
- ・当行グループ事業には、部門に割り当てられない資本に係る利益、当行グループの事業セグメントの業績の表示を容易にする、特定のグループ間取引、非中核資産の売却益、当行グループのフィンテック投資に関連する利益及び費用並びにその他中央で調達される引当金等の特定の本店関連項目も含まれる。

これらの事業の詳細については、事業部門別の純利益と資産合計の概要、並びに経営陣による事業部門の業績に関する議論及び分析を含む、2018年9月30日に終了した年度にかかる有価証券報告書の第一部 第3 3「業績等の概要」(v)「部門別の業績」を参照のこと。

⁵ 費用の全額は、当行グループの他の部門に割り当てられる。

⁶ 費用の一部が当行グループのその他の部門に割り当てられ、事業活動に由来する費用は、当行グループ事業において留保される。

2. 主要な経営指標等の推移

下表は、オーストラリアの会計基準に準拠して作成された、最近5会計年度に係る主要な経営指標等の推移を示したものである¹。

9月30日に終了した年度	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
純業務収益 (業務費用及び減損費用控除前) (百万豪ドル) ²	22,133	21,802	20,985	21,642	19,937
税引前利益 (百万豪ドル) ²	11,731	11,515	10,644	11,416	10,740
ウェストパック・バンキング・ コーポレーション所有者に帰属する 当期純利益 (百万豪ドル) ²	8,095	7,990	7,445	8,012	7,561
株主持分及び非支配株主持分合計 (百万豪ドル) ²	64,573	61,342	58,181	53,915	49,337
発行済かつ全額払込済普通株式数 (百万株) ²	3,434	3,394	3,346	3,184	3,109
純資産額 (百万豪ドル) ²	64,573	61,342	58,181	53,915	49,337
資産合計 (百万豪ドル) ²	879,592	851,875	839,202	812,156	770,842
普通株式等Tier 1資本比率(%)	10.63	10.56	9.48	9.50	8.97
Tier 1比率 (%)	12.78	12.66	11.17	11.38	10.56
総自己資本比率 (%)	14.74	14.82	13.11	13.26	12.28
普通株式1株当たり配当金 (豪セント)	188	188	188	187	182
普通株式1株当たり中間配当金 (豪セント)(普通株式1株当たり配 当金に含まれる)	94	94	94	93	90
基本的1株当たり利益 (豪セント)	237.5	238.0	224.6	255.0	242.5
希薄化後1株当たり利益 (豪セント) ³	230.1	229.3	217.8	248.2	237.6
配当性向 (%) ⁴	79.52	79.28	84.19	73.39	74.68
従業員合計 (フルタイム相当)(人) ⁵	35,029	35,096	35,580	35,484	36,596

- 1 会計上の分類が変更された場合、又は会計方針の変更が遡及的に適用された場合、比較数値が変更され、従前に報告された実績と異なることがある。
- 2 上記の2018年度、2017年度及び2016年度の損益計算書からの抜粋、並びに2018年度及び2017年度の貸借対照表からの抜粋は、2018年9月30日に終了した年度にかかる有価証券報告書の連結財務書類に基づくものである。上記の2015年度及び2014年度の損益計算書からの抜粋、並びに2016年度、2015年度及び2014年度の貸借対照表からの抜粋は、以前公表された財務書類に基づくものである。
- 3 全額払込済みの発行済普通株式の加重平均株式数が、対価なしに発行される希薄化効果のある潜在的普通株式の転換により調整され、希薄化効果のある潜在的普通株式の配当に関する利益が調整された後の、基本的1株当たり利益に基づき算出されている。
- 4 自己株式につき調整されている。
- 5 フルタイム相当従業員には、常勤及びパートタイム社員（按分ベース）、所定時間外社員、臨時社員及び契約社員が含まれる。